

はちやぶニュータウン分譲地

分譲地販売のご案内



□分譲宅地 所在地 錦町大字一武字八藪 地内
(地番: 2210-297 ~ 2210-309)
区画数 12区画

□申し込み 受付期間 令和7年12月1日(月) ~ 令和8年1月15日(木)
役場2階総務課 午前8時30分 ~ 午後5時15分
※土日・祝日及び年末年始は除きます。

□販売方法 抽選申込み
お申し込みに際しては、受付期間内に総務課の窓口までご提出ください。郵送によるお申し込みの場合は、受け取り後にご連絡させていただきます。

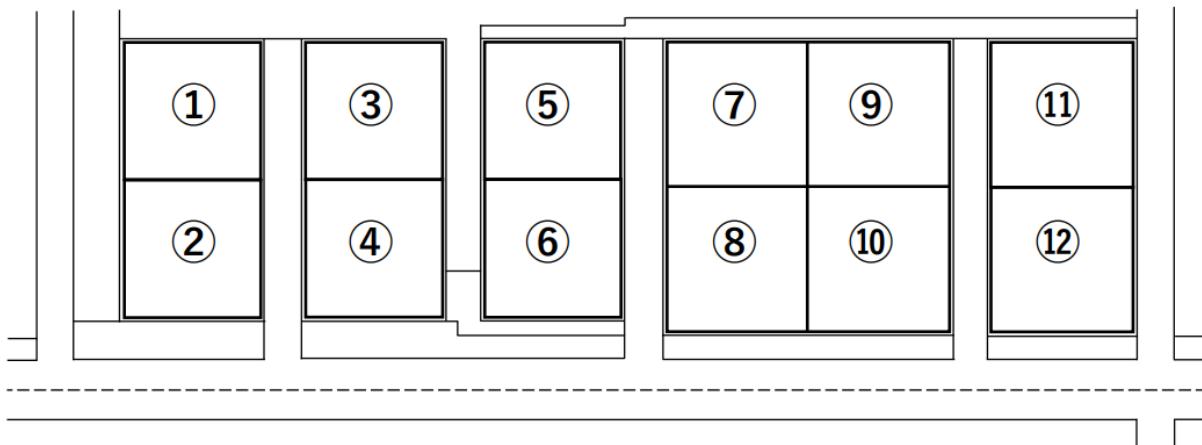
1. 分譲申込受付の区画について

当分譲地の区画数は、全部で12区画になります。各区画の面積及び販売価格は、以下のとおりです。

また、当分譲地では、二世帯住宅など広い敷地を購入したい方に向けて、隣接する2区画をまとめて購入することも可能です。なお、お申し込みいただいた区画が他のお客様と重複した場合、2区画分を購入される方を優先しますので、予めご了承ください。

※2区画分の購入については、区画同士が隣接しているものに限ります。

「はちやぶニュータウン」区画図



「はちやぶニュータウン」分譲価格表

区画	所在地	土地面積	坪数	分譲価格	平米単価
①	球磨郡錦町大字一武2210-307	258.15 m ²	77.5 坪	2,426,610 円	9,400 円
②	球磨郡錦町大字一武2210-306	290.24 m ²	87.2 坪	2,782,821 円	9,588 円
③	球磨郡錦町大字一武2210-308	251.27 m ²	75.5 坪	2,361,938 円	9,400 円
④	球磨郡錦町大字一武2210-309	272.73 m ²	81.9 坪	2,614,935 円	9,588 円
⑤	球磨郡錦町大字一武2210-304	249.80 m ²	75.0 坪	2,348,120 円	9,400 円
⑥	球磨郡錦町大字一武2210-297	274.63 m ²	82.5 坪	2,633,152 円	9,588 円
⑦	球磨郡錦町大字一武2210-303	275.98 m ²	82.9 坪	2,594,212 円	9,400 円
⑧	球磨郡錦町大字一武2210-298	276.07 m ²	82.9 坪	2,646,959 円	9,588 円
⑨	球磨郡錦町大字一武2210-302	274.65 m ²	82.5 坪	2,581,710 円	9,400 円
⑩	球磨郡錦町大字一武2210-299	277.75 m ²	83.4 坪	2,663,067 円	9,588 円
⑪	球磨郡錦町大字一武2210-301	264.61 m ²	79.5 坪	2,487,334 円	9,400 円
⑫	球磨郡錦町大字一武2210-300	263.79 m ²	79.2 坪	2,529,218 円	9,588 円

2. 分譲申込みの受付期間

申し込みにあたっては、「錦町町有地分譲申込書」に希望する区画数及び区画番号を記入し、受付期間内に役場2階の総務課までご提出ください。抽選の有無については、受付の締め切り後にご連絡差し上げます。

他の申込者と区画が重複しなかった場合は、申請書を提出していただきます。資格要件を満たしていれば、「錦町住宅用地分譲決定通知書」を送付し、売買契約の手続きを行います。

また、他の申込者と区画が重複した場合は、1月23日(金)の午前10時から錦町役場内にて抽選会を行いますので、抽選の対象になれた方は必ずご出席ください。

① 受付期間 令和7年12月1日(月)から令和8年1月15日(木)

② 受付窓口 錦町役場 2階 総務課窓口まで

午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日を除く)

※申し込みは窓口または、郵送でも可能です。

③ 抽選会の日時 令和8年1月23日(金) 午前10時からの予定

※代理出席でも可能です。

3. 申請時の提出書類

申請にあたっては、下記の書類をすべて揃えて、役場2階の総務課までご提出ください。

(1) 錦町住宅用地分譲申請書(様式第1号)

(2) 世帯主及び同居しようする者全員の住民票の写し

(世帯全員が入居する場合は謄本、一部の場合は抄本になります)

(3) 所得を証明する書類(源泉徴収票又は所得証明書)

(4) 世帯主及び同居しようする者全員の滞納がないことを示す市町村税納税証明書(過去3年分のもの)

(5) 誓約書

4. 申請者の資格について

申請者は次の要件をすべて満たす方に限ります。

(1) 町内に住所ある方、または他の市町村から住所を移すことが確約できる方

(2) 土地の引き渡しから3年以内に住宅を建築し、入居できる方

- (3) 町が指定する期日までに分譲代金の支払いが確実にできること
- (4) 申請者及び同居しようとする者に町税等の滞納がないこと
- (5) 申請者及び同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (6) 転売を目的とした分譲の申込みでないこと

5. 販売抽選会について

抽選方法はくじ棒による抽選を予定しています。抽選で外れた場合は、当日内に申し込みのない他の区画を選択することができます。

当日は、代理の方による参加も可能ですので、抽選になった場合は、日程の調整をお願いします。

日 時 令和8年1月23日(金) 午前10時からの予定
場 所 役場庁舎内 ※会場は改めてお知らせします。

6. 分譲決定後の対応について

分譲決定の通知を受けた日から30日以内に土地の売買契約を行います。下記の書類を全てそろえて、総務課の窓口までご提出ください。

また、契約に際し、分譲代金の100分の10にあたる金額を契約保証金として、契約日までに納めていただく必要がありますので、指定の窓口にて納入してください。

- (1) 錦町住宅用地売買契約書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 契約保証金の領収書 ※コピーを取らせていただきます。

契約書を提出した後、契約日から90日以内に分譲代金を指定の窓口にて納入してください。(納めていただく金額は契約保証金を差し引いた額になります。)

なお、納入期限までに分譲代金を納めていただけない場合は契約解除となり、契約保証金は返還させていただきます。

7. 所有権移転登記の手続き

分譲代金の納入後、土地の所有権移転に必要な書類をお渡しますので、買受人は速やかに登記を行ってください。所有権移転登記の完了日をもって分譲地の引き渡しとなります。

また、登記に際し、登録免許税(収入印紙)を負担する必要がありますので、書類をお渡しする際に税額をお知らせいたします。

8. 新築住宅に対する補助等

(1) 錦町移住促進住宅取得費等補助金(地域整備課)

町外からの移住者を対象として、住宅の新築、新築住宅購入、中古住宅購入費用の一部を補助します。

(2) 結婚新生活支援事業補助金(住民福祉課)

新婚世帯に対し新居の住宅費(新築・購入・リフォーム・賃借)・引っ越し費用の一部を補助します。

(3) 净化槽設置整備事業補助金(住民福祉課)

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対して一部を補助します。

9. その他の注意点

- 申し込み可能な区画は、1世帯につき2区画(隣接した2つの区画に限る)までです。
- 当選確率を上げることを目的とした複数の方による申し込みは認めません。
- 申請の前に、必ず現地をご確認ください。現状での引き渡しになります。

※水道管を布設していますので現地確認の際は、車両等を区画内に入らないようお願いします。

- 土地売買契約及び所有権移転登記は、申請者の名義にて行います。
- 店舗併用住宅の建築は可能ですが、集合住宅(アパートなど)は建築できません。
- 住宅を建築する際は必ず、合併浄化槽を設置しなければなりません。
- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離が十分に離れていること。
- 自治会に加入し、その活動に積極的に参加すること。

10. 問い合わせ先

〒868-0302 球磨郡錦町大字一武1587番地

錦町役場 総務課 担当者：管財係 今田・鎌田

TEL: (0966)38-1111(直通) FAX:(0966)38-1575

分譲地販売の流れ

